

平成23年2月28日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

全国伝統薬連絡協議会
会 長 井原 正登

「伝統薬の電話等による通信販売」を存続するための制度改正等の要望

貴大臣におかれましては、日頃から多岐に亘る厚生労働行政の事業の推進に尽力されておられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

さて、私ども全国伝統薬連絡協議会では、平成21年6月の薬事法改正省令の施行によって、離島居住者及び継続使用者への2年間の経過措置後には、伝統薬の郵便等販売が全くできなることにより、化学薬品を主に配合した医薬品が体質に合わないため伝統薬で救われてきた患者の方々が、薬を入手することが困難になるばかりでなく、伝統薬会社自体の経営破綻も危惧されます。そこで、幾度となく郵便等販売を規制する省令の見直しを要望して参りました。

一方で、伝統薬の電話等での対話に基づく通信販売が、店頭販売等に移行可能かどうかを関係各所と協議を行って参りました。先般も、薬局等の営業に最も関係の深い日本薬剤師会に、伝統薬を薬局等での販売に移行する条件についての提案を行いました。日本薬剤師会としては受けられないとのご返答がありました。薬局等での販売へ移行しても、採算が取れず、顧客ロスが加速度的に進むことが懸念され、経営危機に至るとの結論に達しました。(詳細は添付資料参照)

このまま制度が見直されずに、5月末で経過措置が終わると、「伝統薬会社が経営危機に陥り雇用問題が発生すること」、「身体的理由で外出困難な人等が電話で伝統薬を購入できなくなること」、「伝統薬の愛用者の中には入手できないことにより病状悪化の恐れがある人もいること」など、生活者が困窮する事態になることを憂慮しています。

このような事態を招かないよう、また、日本の伝統文化であり、お客さまから信頼いただいている伝統薬が、後世に継承されるように、経過措置が終了する前に、郵便等販売の規制をしている現行制度の見直しをしていただくよう、切にお願い申し上げます。

記

[要望事項]

1. 平成22年11月19日付けで要望した「選択付き対面応談制度」を導入するか、あるいは、全ての伝統薬を電話での対話に基づいて通信販売できるよう制度化
2. 新たな制度が整備されるまで、通信販売（郵便等販売）規制の規定を適用しないとする措置

以上

(添付資料)

伝統薬の生き残りをかけた切望